

豊島区公共工事の中間前金払取扱要綱

平成 21 年 1 月 20 日
総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号。以下「規則」という。）第 50 条第 1 項に規定する土木工事、建設工事及び設備工事（以下「建設工事等」という。）について、豊島区公共工事の前金払取扱要綱（昭和 49 年 4 月 1 日 区長決裁）により、契約金額の 4 割で行った前金払に追加して、当該建設工事等の契約金額の 2 割を超えない範囲内で行う前金払（以下「中間前金払」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の割合)

第 2 条 中間前金払の割合は、建設工事等に係る契約金額の 2 割とする。ただし、中間前金払を支払った後の前払金の合計額が当該契約金額の 6 割を超えてはならないものとする。

(中間前金払の対象となる工事)

第 3 条 中間前金払の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払の選択)

第 4 条 中間前金払の対象となる建設工事等においては、中間前金払によるか、又は部分払いによるかを契約締結時に契約の相手方に選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 23 日から施行する。